

日雇雇用保険受給資格の緊急緩和措置を求める決議

米国発の住宅バブルの崩壊から金融危機に端を発した世界経済の急激な落ち込みは、今や実体経済も含め、あらゆる経済指標が示すように文字通り経済恐慌の様相を呈している。その荒波の中で、日本経済も輸出関連企業を中心に大きく損失をこうむり、急激な株価の下落と信用収縮により GDP の前年比指数が 12% 減を越えるなど主要国でも最悪の落ち込みとなっている。雇用情勢は深刻である。すでに、内部留保で莫大な利益を溜め込んでいる大企業も含めて大量の派遣労働者や非正規労働者の切捨てが行なわれ、厚生労働省の調査でも 16 万人弱、民間の調査では 40 万人の非正規労働者が失業するといわれている。

その要因は、この間の労働分野における規制緩和であり、社会保障制度の改悪によってセーフティーネットが崩壊していることである。

そうした中で、われわれの労供事業で働く組合員も、このような経済危機の荒波をまともに被っている。とりわけ、自動車運転手、港湾労働者、建設労働者などの日雇労働者の就労日数は激減し、生活できない状況になりつつある。

厚生労働省は、雇用調整助成金等の拡充、離職者住居支援給付金の創設など緊急雇用対策を打ち出しているが、日雇労働者に対する緊急対策は行われていない。日雇雇用保険の受給資格緩和などの緊急対策を行うべきである。また、職安行政が、小さな政府を標榜する行財政改革路線によって大幅に縮小され続けていることも、われわれを含めた地域の非正規雇用、日雇労働者の労働と生活破壊の遠因となっている。

われわれは、労働者供給事業で働く組合員の雇用を守るために全力をあげてたたかうとともに、日雇労働者に対する緊急対策として、以下の対策を求める。

新年度から向こう一年間、日雇雇用保険の受給資格取得に必要な印紙枚数を現行の 26 枚から 20 枚に削減すること。

職安、労働出張所の廃止政策を止め、日雇雇用保険の給付が速やかに行えるよう、職員を増員するなど、行政体制を拡充すること。

上記、決議する。

2009 年 3 月 13 日

労働者供給事業関連労働組合協議会第 26 回総会